

東京都農林・漁業振興対策審議会（第1回農業部会） 議事録

日時：令和4年1月26日 午後3時25分から午後5時15分

場所：東京都庁第一本庁舎北側33階特別会議室N6

《 開 会 》

【司会（上原統括）】 お待たせいたしました。それでは、ただいまから東京都農林・漁業振興対策審議会農業部会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます農林水産部農業振興課の上原でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、総会に引き続いてのご出席、大変お疲れのところ申し訳ないですが、何とぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、農業部会の委員総数12名のうち、現状、こちらにいらっしゃっていただいているのが9名という形になります。お一人の方、ウェブ参加の予定なんですけれども、そちらのほうは若干時間等がずれている関係もありまして遅れております。合わせますと10名のご出席という形になりまして、こちらにお越しいただいている方とウェブの方、合わせて全10名の出席という形になります。12名中10名という形になりますので、部会は成立という形になりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、会長と副会長、さらに林業部会から1名と漁業部会から2名の方、それぞれ委員の方々がご出席されております。

本日は、ウェブ会議システムにより、合計4名の委員の方がご出席されておりますので、発言の際は、後ろになってしまっていて申し訳ないんですけれども、それぞれ正面に設置されている形になりますので、そちらのモニターをご確認いただければと思います。

先ほどの総会と同様に、記録のために録音と撮影をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

次に、配付資料についてご案内させていただきます。お手元にお配りさせていただきます。上から順に、「配布資料一覧」、「次第」、「委員名簿」、本日の「出席者名簿」、こちらのほうは若干変わっております。城田副会長は所用のため急遽欠席されるという

ことでございます。「座席表」、「審議スケジュール（案）」でございます。続きまして資料1が「東京農業の現状」、資料2は「東京農業の課題と諮問内容」という形になっております。

そのほかに参考資料といたしまして、前回の答申の冊子、現行の農業振興プランの冊子、「東京農業のすがた」、こちらのほうは速報版となっているんですけども、お配りしております。

不足の資料がございましたら、お近くの職員にお声がけいただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

《 挨拶 》

【司会】 それでは、初めに農林水産部長のほうからご挨拶を申し上げます。

【山田農林水産部長】 改めまして、産業労働局農林水産部長の山田でございます。

委員の皆様におかれましては、総会に引き続き農業部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほどの総会でご説明いたしましたように、最近の東京農業を取り巻く環境につきましては、担い手の減少と高齢化、都市農地の減少と、様々な課題を抱えている状況でございます。一方で、コロナ禍を契機といたしまして、都民の農業に関わりたいという意識の高まりであるとか、SDGs、気候変動対策等、農業を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。また、環境保全に資する農業の実践、地産地消の推進など、東京の農業・農地が果たす役割が強く求められているところでございます。

都といたしましては、東京農業のより一層の浸透を図りますため、平成29年度に策定いたしました東京都農業振興プランによりまして、「担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」、「農地保全と多面的機能の発揮」、「持続可能な農業生産と地産地消の推進」、さらに「地域の特色を活かした農業の推進」の4つの柱を掲げまして、東京の農業振興策を講じてまいりましたけれども、これまでに実施してきましたこういった施策を主軸といたしまして、さらに変化の激しい時代の先を見据えまして、4つございます。

まず「担い手の確保・育成」のために、半農半Xなど、多様な担い手の確保、女性の活躍促進、2つ目に、「稼ぐ農業経営の展開」といたしまして、DXの活用やブランド化の推進、また、「農地の維持・活用」のため、遊休農地、未利用農地の再生、活用、さらに

自然環境に配慮した農業生産活動の推進のため、環境保全型農業の推進、温室効果ガス排出削減への支援、この4つなどに主に取り組んでいきたいと考えてございます。

本部会には、広く農業政策や東京農業の実情に精通されている皆様方に委員として参加していただいております。限られた期間で大変ご負担をおかけして恐縮ではございますけれども、それぞれのお立場からぜひ忌憚のないご意見を頂戴いたしますとともに、活発なご審議をお願いいたしたく、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【司会】 ありがとうございます。

《 委員及び東京都職員紹介 》

【司会】 それでは次に、ご出席の委員の方々のご紹介をさせていただきます。お手元の座席表をご覧ください。

正面にお座りの安藤部会長でございます。

次に、青山委員。

井澤委員。

加藤委員。

洒井委員。

その後ろに、漁業部会より清水とし子委員。

同じく漁業部会より安永委員。

部会長に向かって左手に横張会長。

城田副会長が出席の予定でしたが、所用のためお帰りになられたため、座席表には載っておりますが、ご欠席という形になります。

次に、田村委員。

清水やすこ委員。

矢ヶ崎委員。

後ろに入りまして、林業部会より須山委員。

林業部会からの鈴木敦子委員も急遽ご欠席という形になりましたので、ご出席の委員の方は以上になります。

ウェブシステムのほうから参加されている委員のご紹介を忘れてしまいました。大変失

礼いたしました。

小浦委員。

齋尾委員はちょっと遅れておりますので、漁業部会の有元委員も出席を予定されていたんですけども、急遽ご欠席となっております。

小磯委員。

よろしく願いいたします。大変失礼いたしました。

続きまして、都の幹部の紹介をさせていただきます。お手元の座席表を再びご覧ください。

農林水産部長の山田でございます。

安全安心・地産地消推進担当部長の龍野でございます。

農業振興課長の野瀬でございます。

農業基盤整備担当課長の渋谷でございます。

食料安全課長の高橋でございます。

調整課長の田村でございます。

団体経営改善推進担当課長の川道でございます。

《 審議スケジュール 》

【司会】 それでは次に、審議スケジュールについて事務局から説明をいたします。

【野瀬農業振興課長】 次のページの「農対審農業部会審議スケジュール（案）」をご説明させていただきます。

非常に短い時間で大変恐縮でございますが、本日、第1回の農業部会において、現在の東京農業の現状と課題、諮問内容と今後の振興施策の方向性についてご検討いただきたいと思っております。

次回、6月中旬頃に開催予定の第2回の農業部会では、振興施策の方向性について、主要な視点からご審議いただき、構成案の検討をお願いしたいと思います。

その後、農業部会からのご意見に基づきまして答申の素案を作成し、8月下旬に予定しております第3回の農業部会でお諮りした上で、部会案をご検討いただきたいと思っております。

最終的には、9月下旬の総会で決定していただきたいと考えております。

【司会】 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行は安藤部会長にお願いしたいと思います。安藤部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

《 議 事 》

- (1) 東京農業の現状
- (2) 東京農業の課題と諮問内容

【部会長（安藤）】 部会長の安藤でございます。審議が滞りなく円滑に進みますよう皆様のご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

次第4の本日の議事に入りたいと思います。

最初に、東京農業の現状ということですが、資料の説明からお願いいたします。

【野瀬農業振興課長】 それでは、資料1から説明をさせていただきたいと思います。

東京農業の現状ということで、皆様のお手元にお配りさせていただきました「東京農業のすがた」から、今回の諮問に関するデータを抜粋させていただいております。

まず1番目「農地と担い手」についてです。農地の減少につきましては、ここ10年間で1,140ヘクタール減少ということで、都内の農地面積6,530ヘクタールまで減少しております。

2番目、担い手の減少と高齢化ということで、農家戸数が10年間で27%減少ということで、ついに都内の農家戸数は1万戸を割り込んでおります。

また、令和2年の直近のセンサスも、グラフのところを見ていただきたいんですが、これまでの自給的農家と販売農家の割合です。販売農家のほうが辛うじて多かったんですが、今回の直近のセンサスではこの比率が逆転しまして、自給的農家の方の比率が増えております。

続いて農業者の平均年齢についてなんですが、ここ10年間で1.5歳上昇しまして65.6歳となっております。全国の数値よりは低いものの、都内でも着実に上がっているという状況です。

そのような中でも、経営改善意欲のある農業者の増加ということで、都内の認定農業者の数はここ10年間で12%ほど増加し、1,676経営体となっております。

2番目「農地の多面的機能」についてです。都民の農業・農地への期待ということで、令和2年の都政モニターアンケートでも83%は東京に農業・農地を残したいという答えを出していただいております。

2番目が農地の防災機能の評価ということですが、防災協力農地は、ここ10年間で1.8倍、全部で1,076ヘクタールまで増えてきております。

続いて、農への関わり方の変化ということで、援農ボランティアの累計登録者数、先ほども総会で紹介させていただきましたが、令和3年10月までの直近の数字でいきますと1,535人まで増えております。ここ数年、倍の数で登録者数が増えているような状況となっております。

それから、農業体験のニーズということで、本日も加藤さんにお越しいただいておりますが、農業体験農園はここ5年間で11%ほど、都内では114か所まで増えております。ただ、よく見ていただきますと、上のピンクの市民農園の数においては、平成25年の478園から、相続などを契機に市民農園の数も減っております。422まで現状は減っているような状況となっております。

3番目が「食の安全安心と地産地消」についてなんですが、地産地消の推進ということで、都内農家さんは少量多品目の栽培農家さんが増えてきているかと思うんです。平成23年の数字を見ていただきますと、市場に出荷されている農家さんが23%、それ以外のいわゆる市場外流通の農家さんが77%であったものが、平成30年の数字になりますが、市場への出荷が12%まで減少し、市場外流通が88%まで増えております。特に色分けで見ていただきますと、JA等への共同直売所、個人の庭先等の直売で、この両方だけでも53%ということで半数以上を占めており、また、スーパーなどの小売店、インショップなどがあるかと思いますが、あと学校給食、その他を含めてということで88%まで増えているような状況となっております。

4番目が「地域別課題への対応」ということで、後継者がいる販売農家さんの割合の推移なんですが、年を追うごとに、全体的に減少傾向にある。特に見ていただきたいのは、緑色の島嶼地域の減少が顕著で、直近の令和2年では14%まで減っているという状況で、非常に危機的な状況になっているかと思えます。

最後に、獣害による農作物被害についてなんですが、こちらについては被害面積、金額ともに増加傾向にあるような状況となっております。

以上が資料1の説明となります。

【部会長】 ありがとうございます。この後の議論の前提となる現状認識に関する資料でした。今のご説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。確認しておきたい点とか、もう少しこの辺りの数字はどうなっているのでしょうかということがあればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

【井澤委員】 1つお聞きしたいですけれども、援農ボランティアの数なんです。これは累計ということで、実際に登録はしたけれども、実働していないとか、既に登録を外しているということていくとどうなんでしょうか。実数が知りたいところです。

【野瀬農業振興課長】 うちのほうでもその辺を知りたい数字で、財団のほうに確認しているんですが、1度登録していただいた方に、次の年、あなたは今年も登録を延長されますかという聞き方をしていないようで、実際には、登録していただいて、翌年新たに追加した方が増えているような状況の数字とは確かになっております。ただ、実績のほうでいきますと、ここ1年2年、コロナの関係で、緊急事態宣言とかの期間中、実際農家さんの下に派遣できない期間があったんですが、令和2年の数か月の間でも、派遣実績として延べ1,500件ぐらい派遣しておりますので、実働としては、数は相当多くなっているかと思えます。

【小浦委員】 小浦でございます。

私も1点お聞きしたいんですけれども、3番の(1)の地産地消のところです。学校給食の割合があまり変化がないようなんですけれども、これは、この辺りの数字が最大限といますか、この辺りが上限と東京都としては考えていらっしゃるのか。もっと使って伸びる可能性があるのか。どういうふうに捉えていらっしゃるのかお聞きしたいんです。

【部会長】 学校給食の伸び代ということですが、お願いいたします。

【高橋食料安全課長】 食料安全課長の高橋です。ご質問、どうもありがとうございます。

割合につきましては微増という状況ではございますが、この中身を勘案しますと、各区市町村で地元の食材を使った学校給食というのは推進しているという認識を持っております。したがって、今後この数字を伸ばすためには、より一層区市町村、東京都、学校、教育委員会、こういったところと十分に連携を取りながら、伸び代はさらに伸ばしていく可能性はあるかと考えております。

以上です。

【小浦委員】 分かりました。ありがとうございます。

【部会長】 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

もしないようでしたら、続きまして、東京農業の課題と諮問内容につきまして、資料のご説明を事務局からお願いいたします。

【野瀬農業振興課長】 それでは、資料2の説明をさせていただきます。東京農業の課題と諮問内容ということで、総会でも概要をお話しさせていただきましたが、課題のほうについてももう少し深掘りさせていただきたいと思います。

東京農業の課題としまして、4つの項目に分けているわけなんですけど、1番目の「農業者・農業経営」については、担い手の減少と高齢化ということで、農家数は10年間で27%減少、1万戸を切るという状況です。また、農業者の平均年齢は10年間で1.5歳上昇、65.6歳。

農業生産の伸び悩みとしましては、販売農家の平均所得を見ますと、認定農業者の方の目標所得としています年間300万円を割り込むような平均所得となっております。また、スマート農業など新技術の急速な研究開発がされているわけなんですけど、実際の農家さん、生産現場への導入普及というのはまだまだ限定的な状況となっております。また、先ほども見ていただきましたが、獣害による農作物の被害が年間6,000万円以上に上っているような状況です。さらにまた、ブランド化など付加価値の向上による所得増が求められているということです。

これらのことから、担い手の確保・育成や農業経営の強化に向けた新たな取組が必要とされています。

続いて「農地」の関係なんですけど、都市農地の減少ということで、都内の農地面積は10年間で1,140ヘクタール減少、現在6,530ヘクタールとなっているわけです。

次に、農地の流動化に関する新たな制度の浸透ということで、都市農地貸借円滑化法の法律に基づく生産緑地の貸借が着実に増加してきております。平成30年9月の施行から令和2年12月までで153件、都内だけでも約28ヘクタールの生産緑地の貸借が進んでおります。

続いて農業振興地域の関係ですが、農業振興地域の農地の遊休化など、未活用の課題が進行しています。

これらのことから、都内の農地を最大限に活用して維持保全するための新たな取組が必要とされています。

続いて3番目「都民・事業者」の方の項目としましては、農への関わり方の意識変化ということで、在宅勤務の普及などに伴いまして、近隣の畑で農作業をしてみたいですとか、

実際に半農半Xということで、もっとさらに農業でも少し稼いでみたいという希望者の方が増えてきております。また、農業体験ですとか、農福連携への要望の高まりも挙げられます。

食の安全性への関心度の高まりということで、58%の都民の方が東京の農業・農地に新鮮で安全な農畜産物の供給を期待しているというアンケート結果が出ております。

新しい消費と流通形態ということで、ステイホームなどによりますeコマースなどの増加など、農畜産物の流通経路の多様化が生じてきています。

これらのことから、農の関心を農業振興や農地保全等に結びつけるための新たな取組が必要とされています。

4番目としまして「農業を取り巻く環境」ですが、環境保全に資する農業ということで、農林水産省のほうでも、皆さんも見られたことがあると思いますが、この緑色のパンフレットの「みどりの食料システム戦略」、昨年5月に公表されています。CO₂のゼロエミッションですとか、減農薬、減化学肥料、また有機農業の推進などが挙げられています。

それから、地産地消の推進ということで、農産物の出荷方法ですが、先ほどご紹介しましたように、直接販売はもう88%まで増えているという状況、それから、学校給食で地元農産物の使用を希望する都民が全体でも44%いらっしゃる。あと環境と持続可能性に配慮した農業生産の推進ということで、GAPの認証等も進んでいます。

これらのことから、環境保全に資する農業の実践に向けた新たな取組が必要とされています。

これらの現状と課題を踏まえまして、東京の農業を取り巻く状況の大きな変化ですとか、新たな課題を踏まえ、都市農業振興基本法に基づく地方計画としまして、これまでの農業振興プランの取組に新たな視点を加えた施策を講じる必要が生じております。このことから、本日、「都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開」というタイトルで知事より諮問をされたということでございます。

その諮問事項の主な中身なんですけど、先ほどからもご紹介させていただきましたように、4つの項目、まず1番目が「担い手の確保・育成」ということで、意欲ある農業者等の経営力強化、女性の活躍促進、それから、新規参入者の就農・定着と後継者の規模拡大、農福連携の推進、半農半X等多様な担い手の確保、援農ボランティアの育成等が挙げられています。

また、「稼ぐ農業経営の展開」ということで、デジタル・トランスフォーメーションの

活用による生産性の向上と持続的発展の両立、都内産農畜産物のブランド化の推進、新たな流通販路拡大を進める農ビジネスへの支援、研究開発機能の強化・充実、都市部も含めた効果的な獣害対策の推進などを進めるべきという事項として諮問されています。

「農地の維持・活用」の面では、流動化による遊休農地の再生、低未利用農地の活用、小規模農家の販売支援による農地活用保全、それから、2022年問題などに対応した生産緑地の買い取り・活用の支援。

4番目「持続可能な農業生産活動の推進」ということで、環境保全型農業やGAPの推進による安全安心な農産物の提供、農畜産業の温室効果ガス排出量の削減、農地・農業の多面的機能の発揮、都内産農畜産物の地産地消の推進などの項目です。

諮問内容についての説明は以上とさせていただきます。

【部会長】 ありがとうございます。

ウェブのほうに斎尾先生が入られたようですので、自己紹介をお願いいたします。

【司会】 事務局のほうから、斎尾委員が遅れておりましたが、ログインされたということでただいま確認が取れましたので、斎尾委員は出られますでしょうか。

【斎尾委員】 遅れまして申し訳ありません。斎尾です。よろしくお願いします。

【司会】 よろしくお願ひいたします。引き続きよろしくお願ひいたします。

【部会長】 それでは、資料2につきまして、皆様からのご意見等につきましては、後半と申しますか、最後のところでまとめて頂戴したいと思います。この資料2に関しまして、何かご質問等がございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょう。

それでは、ほかの資料の説明等があればお願いいたします。

【野瀬農業振興課長】 参考資料については、最初にお配りさせていただいておりますとおり3つございます。前回の29年5月の振興プランと、その答申、それから、基礎データ集としまして、「東京農業のすがた」、こちらは、本日の会議に間に合うように無理やり速報版、1月号ということで出させていただいておりますので、まだ若干直しが入る予定となっております。3月号が最終版になりますので、これは今日だけのお手持ちの資料としていただいて、ほかではまだ使わないようによろしくお願いいたします。3月号でできたものをまたお配りさせていただきたいと思ひます。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。以上で事務局からご提示いただける資料は全て説明も含めて終わったということになります。これらの資料を踏まえまして、これから委員

の皆様方からご意見をご自由に頂戴したいと思っております。よろしくお願いたします。

【加藤委員】 生産緑地の貸借についてなんですけれども、今実際に私の息子も私の畑を10アール使って、あとは1.5ヘクタールぐらい貸借を利用して農業をしています。専業農家で頑張っていますけれども、1つの心配は、貸借なので、そのお宅に相続があったときに果たしてそれが続けられるのかという不安を持ちながらも今農業をやっています。

一方で、この地産地消、私の息子も地産地消、直売方式、また近隣の方々をトウモロコシ畑に入れてトウモロコシ迷路を作ったり、収穫したり、地域密着型の農業をやっています。私の身の回りには、直売、いわゆる庭先販売をやっている農家もいますけれども、庭先販売で収益を上げていくと、ある一定の金額をなかなか超えられないんです。直売だけで500万を超えるというのはなかなかしんどいことになっているのと、もう一つは、今資材が大変上がってきていて、この10年間で、例えば肥料にしても、マルチシートにしても、ほぼ倍ぐらいになっています。そういう意味で、収益も非常に落ちてきています。

なので、今生産している農産物をいかに付加価値をつけて高く販売していくか。そこは加工したり、例えばアイスクリームにして販売している農家もいますけれども、そこら辺は農家個人の方ではなかなか難しく、いろいろなところと連携をしながら広めていく、また、進めていく必要があるのかなと思っております。

私からは以上です。

【部会長】 ありがとうございます。都市農業、都市農家の現状を今ご紹介いただいたということかと思えます。

【野瀬農業振興課長】 今加藤さんからのお話は、農家の方の経営力を強化するためには、ご自分だけの努力では、確かに限界に来ていると思うんです。そういう意味では、しっかり農地を守っていただくためにも、行政として応援できる部分、ほかの県に比べたら、東京の農業振興施策というのは非常に手厚くさせていただいているとは思いますが、特に普通の生産施設の整備だけではなくて、チャレンジ農業支援事業のように、加藤さんのところも息子さんに使っていただいているかと思うんです。

ほかの産地でいくと、ブランド化というと、婦恋のキャベツとかみたいな形のブランド化が多いかと思うんですが、東京の場合は、個々の農家さんのお名前でも売っていただいてブランド化して稼いでいただく。もしくは、たくさんトマトを栽培されたときに出るB級品とかをしっかりと加工して、それでも稼いでいただくような、そういう専門家の派遣ですとか、実際に売り出すときの資材とかの補助、支援をさせていただいていますので、ぜひ

そういうものをもっと活用していただいて、1件でも多く稼げる農家さんを増やしていければと考えています。

【部会長】 ありがとうございます。庭先販売で500万円が限界ということになるでしょうか。この前の総会のとときでしたか、酒井委員から収穫物のパッケージが大変だというお話がありました。採れた農産物を袋に入れて売っていこうとすると、これはまたお金がかかってしまうということでした。農家の方々は、作るだけではなくて、どう売っていくかということでも苦労されており、そうした課題が増えてきているのではないかと思っています。

【酒井委員】 酒井です。

1の担い手の確保について、この前、都青協で、東京都のNEO-FARMERSという団体と意見交換会をさせていただきました。NEO-FARMERSは完全新規の農業者の集まりで、その方たちは、畑を借りているので、いつ畑の借りているのが契約解除になるかが怖いというのがほとんど意見で出ていまして、新規就農者にとって、いかに安心して借りられる制度をつくっていくか。契約書で何年とくくりをつけていても、相続とかの関係でどうしても解除になってしまうかもしれないので、東京都も間に入っていただいて、区市町村も入っていただいて、しっかりと安心して営農できるような形態を取っていかないと、新規就農者は増えていかないのかなと。せっかく東京で新規就農していただけるので、安心して営農してもらおう。

さらには、畑の借りる面積ということで、飛び地になってしましまして、あまり効率がよくないという話を聞いていますので、できるだけメインの圃場の近くに新しく借りられるような形をもっとつくっていただけたらと思っています。

あと後継者の規模拡大と書かれているんですけども、この後継者というのは、我々のような位置づけだと思うんです。我々もしっかりと自分たちの子供世代に後継者となっていただくような形を取るには、どうしてもサラリーマンの年収ぐらいは稼がないと、職業として農業を選択してもらわないことには、家業だから継げとはなかなか言いにくい状況ですので、そういうふう到我々農家もしかり、ほかにはJAとかしかり、東京都さんと手を組んで、いかにして農業という職業を魅力あるものにしていくのかというのは大事になってきていると思います。

今の稼ぐ農業経営なんですが、先ほど言わせていただいたんですけども、生産量が上がったら、どうしても管理作業とか収穫作業、袋詰め等、どんどん作業が多くなってきま

して、家族経営だとどうしても手が足りなくなってくる。パートさんや、時には正社員を雇ってしまうと、その分だけ人件費がかかる。東京の最低賃金になると、地方と比べると東京は最低賃金が高いというのがありまして、人件費がどんどんかかってきて、自分の生産量と見合った人件費なのかという意見も聞くことがあります。これも含めて、生産量上げる以外にも、いかにして効率よく営農できるかを農総研の方々に考えていただきたい。いろいろな作業性を含めて考えていただけると、我々はもっと活用できていくのかなと思っております。

以上になります。

【部会長】 ありがとうございます。いかに生産効率を上げるかが今後の課題ということで、DX活用はそれに当たるかどうか分かりませんが、そうした技術的な革新も求められているということだと思いました。

【野瀬農業振興課長】 酒井委員から今お話のあった中で、最初の利用権の設定というか、貸借の関係です。調整区域での基盤強化法での利用権の設定もそうだと思いますが、特に市街化区域内で生産緑地を貸し借りされた場合、無償貸借で貸し借りされて、何かあったときにはすぐ返してくれというのは、借りられた農家さんの方からしてみると、本当に心配の種だと思います。

東京都としましては、貸手と借手をうまくマッチングするための機能を強化していく部分、あとは、出し手の方にインセンティブを持ってもらうではないですけども、何かそういうものが考えられないか。昔の農地法の関係ではないですけども、貸したら返ってこないと思っていらっしゃる農家さんもまだいらっしゃると思いますので、円滑化法の制度の普及も含めて、もうちょっと円滑にマッチングが進むようなシステムをもっと農業会議さんとも力を合わせてやっていきたいと考えています。

また、もう一つの稼ぐ農業の関係なんですけど、確かに生産量を増やされて、インキュベーション農園として既に入れていただいている農家さんからも聞いていますが、収穫量が増えれば増えるほど人手が必要になって、そちらのほうにお金を持っていかれてしまうという話も確かに聞いております。お話のあったとおり、農林総合研究センターのほうでも、インキュベーションをこれから普及していくためには、その辺の経営的な制度設計をもう一度これから見直しをしようということで始めておりますので、その辺の結果を待っていただきたい部分が1つと、あとは今おっしゃったように、東京都は最低賃金が高過ぎます。農家さんからしてみると、とても気軽にパートさんを雇えない。自分の給料が

みんな飛んでいっちゃうという話も聞きますので、その辺については、東京都としましては、無償だけではなくて、ある程度戦力になる有償ボランティアのようなものが検討できないかというのこれから考えていきたいと思っております。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。有償ボランティアという話も出てまいりました。また、農地の貸し借りについても、これは新しく法律ができて今動いていると思います。青山会長がいらっしゃる東京都農業会議では経験や事例が蓄積されており、これから一定のひな型のようなものが出てくるのではないかと考えています。先ほど加藤委員からも、借りている農地の安定性という問題が提起されました。今後の大きな課題になるところだと思います。

【加藤委員】 援農ボランティアについてなんですけれども、今私の農園でも、4名援農ボランティア、いわゆるパートさんに来ていただいて、全員が実は私の体験農園の利用者なんです。今練馬区には、援農ボランティアの皆さんを育てていくための農の学校というのがあります。ここで、実はその作業なり農業を教えているのは、全員農業体験農園の園主が1年を通して代わりばんこにその学校で教えているというやり方をしています。

今都内には100を超える体験農園がありますから、ぜひそういう体験農園と連携して、ただし、農薬とかとなると、農家もそこら辺の話はなかなか難しくなってくるので、そこら辺は普及の先生方と連携をしながら進めていけば、援農ボランティアが増えていくということは、我々農家にとっても必要なところでもございますので、そこはぜひ広めていただきたいと思っています。

それからもう一点ですけれども、地産地消、これは、東京農産物を地域の人たちが野菜を買っている流れになっています。その地産地消の農産物がいかに優れているかということが、買う人たちもいま一つよく分かっていない。ただ安くて新鮮だということなんですけれども、これは、実際に栄養価で、女子栄養大なんかのデータもございます。旬のもので、鮮度がよくて、また品種も吟味して、しっかりと肥料も八分目でやっていく。そういう野菜は他の野菜に比べて栄養価が非常に高いというのは、これは明らかだと思うので、ただ、私もそこら辺の栄養価を測りたいんですけれども、これは非常に高いんです。1点2万円ぐらいするので、そこら辺のデータをぜひ調べていただいて、いかに地産地消、地域のものを食べることが体にとっていいのかということも東京都民の方にも分かっていたいただきたいということで、そこら辺の調査もぜひお願いしたいところでございます。

以上です。

【高橋食料安全課長】 地産地消のご意見をどうもありがとうございます。

おっしゃるように、地産地消をもっと推し進めていかなければならないと考えているところではございます。東京産農産物につきましては、新鮮で安全というのはもとより、環境に優しい、あるいは希少価値がある。先ほどの環境に優しいというのは、例えば運送によるCO₂排出を抑制する。こういった様々なメリット、魅力があると考えております。ですので、こういった魅力を積極的にPRしたいと考えています。現在のところ、様々なメディアを使いまして、東京産食材の魅力をアピールしているところでございます。

【部会長】 生産者の方からご意見が出ましたけれども、いかがでしょう。

【清水やすこ委員】 清水やすこです。

場所が西多摩地区なので、農業が多かったり、さっきの鳥獣被害のことはすごく私ごととして響いてきました。

私から、農業の提案ではないんですけども、そんなことはあり得ないということがあったらぜひ教えてください。借りている農地で一生懸命頑張っているんですけども、持ち主の方、オーナーさんが亡くなると、相続の関係で全部なかったことになってしまうから大変だというお話を伺ったんです。私は税理士なんですけれども、確かにそういうことが起きると億単位なので、まとめるほうはすごく急ぐんです。案外10か月は短くて、いろいろなことを登記していなかったりすると、またいろいろなところから取り寄せて話をして、判子をもらう。そういうのが現状なんです。

一方で、こういう立場でお伺いしていると、そうしたら、例えば相対取引、例えば加藤さんだったら加藤さんと新規の方と1対1で結ぶのではなくて、ある程度面積ですとか近場の農地ですとか、カードとして持っておいて、何かあっても、こちらの農地に移れるとか、何かそういう安心とかを提供できないのか。そこは、もしかしたら東京都のお力を貸していただくことなのかなと、ぼんやり聞いていて思いました。

同じなんですけれども、パートさんで体験ボランティアから手伝いに来てくださるようになったとすごくいい話だなと、そういう心が響くと、すごくもちます。いつときはやり廃りではなくて、そういうものを例えばマッチングの世界になっちゃうんですけども、では、23区でやる気のある人を募る。一方で、23区と多摩地区で分けてもいいのかもしれないんですけども、多摩地区なら多摩地区で手を挙げて、ご家庭なんかも、子供たちの教育でいいという人たちもたくさんいらっしゃると思うんです。こういうコロナ禍だと、

外で密にならないで、でも、教育を親子で学べる。今評判がいいとも、増えているとも聞いています。そういう手を挙げたい人と手伝ってほしい人たちのマッチングとかをやると、お互いに気が楽になるのかなと思ったんですけども、どうでしょうか。

【部会長】 ありがとうございます。相続税は10か月以内に申告して納めなければいけないという大変な状況に都市農家はおかれているというお話でした。その一方で農と触れ合いたい人はたくさんおり、その人たちの力を何とか使えないでしょうか。先ほどの援農ボランティアの話など、その辺りにつきまして、もし何かありましたらお願いします。

【野瀬農業振興課長】 清水先生からお話のあったAさんとBさんの貸し借りというのは、利用権の設定自体は、間に必ず区市町村さんの農業委員会とかが入っていますので、それは何か貸し借りでトラブルになるようなことは、まずないです。ただ、先生がおっしゃったように、AさんとBさんの貸し借りで、もしここが相続で駄目になった場合にほかに借りられるところを用意できるかという、そういう種地があれば一番いいんですけども、もしそういう種地のようなところがあれば、ほかに借りたいという方がまずいらっしゃるので、そちらのほうを優先して貸してしまいますので、多分なかなか現実的には難しいお話かなと思います。そこまでの余裕が、実際貸せる農地が潤沢に出てくるのであれば、今のご意見も可能かと思うんですが、それ以上に借りたいという新規の方ですとか、後継者の方で規模拡大を考えている方とかを優先して、そういう種地のようなお話があれば、区市の農業委員会さんとかは貸してしまいます。

【清水やすこ委員】 ありがとうございます。私も、全部が全部、例えば10ヘクタールあって、1ヘクタールはいつも遊ばせておいて、2番手になったときにすぐ畑を貸せるようにしてということをお願いしているのではなくて、ふだんは農地として当然使っていて構わないんですけども、何かのときに、2番手、3番手ということで、お隣のご主人が亡くなったときにはこっちに移る。そういうサブ的な契約というんですか、心の準備というんですか、そういうのができないかなという意味で申し上げました。

【野瀬農業振興課長】 そういうようなところまで余裕のある貸し借りというか、農地の出し手の方の掘り起こしができると、そういう考えもできるかなと思うんですが、先生のおっしゃる案が現実にはできるような状況になれば本当にいいと思うんですが、現実的には、都内だけでも、例えば青山会長の農業会議のほうに、農外から新規就農したいと希望してこられる方はウェイティングリストで待っていていらっしゃるんです。ですので、そこまで余裕がないのが現状かなと思います。

あともう1点、ボランティアの関係のほうで、マッチングの機能というお話だったんですが、実際に先ほどご紹介しました農林水産振興財団のほうに登録していただいている農家さんのところには派遣の実績がありますので、都内でも、まだ使っていただいている方は結構限定されていて、果樹の農家さんとかは、その時期、剪定とかでものすごく人が要るところは、結構援農ボランティアの事業に入っていただいて、ボランティアさんを引き受けていただいているんですが、多分加藤さんの地元とかでは、井澤市長のところもそうだと思いますけれども、地元で育てられたボランティアさんを自転車とか徒歩で来てもらえるぐらいの距離で来ていただいて、なじみになっているような方が、実際のところは戦力になっているのかなと思います。

【部会長】 ありがとうございます。農家の方々は相続が大きな問題となっています。その資産を今後の相続でどうしていくかについて、恐らく農協が一番情報を持っており、農家からも相談を受けているのではないかと思います。今日、副会長の城田さんにご欠席なのですが、農協が組合員さんの農地の状況を把握しておいて、もしこの農家で相続が発生したら農地は返すことになるが、次はこの農家の農地を貸し付けるというようなことができると思います。農協に農地に関する情報が集約されていれば、そこはある程度対応できるのではないかと思います。

農家の資産の話は個人情報になりますので、行政や農業委員会系統では簡単に対応はできないかのではないかと感じる感じがします。農協か市区のどちらが中心となって農地を動かしていくということにも関わってくる話ですが、実際のところは私もよく分かっていません。

【田村委員】 都議会議員の田村です。

まだまとまっていなくてばらばらなんですけど、3点ほど。

まず1つは、東京都全体の農産物の自給自足率を上げるという視点を持ったらどうかなと思っています。というのは、さっきの学校給食なんかもそうかもしれませんけれども、もうちょっと広域で東京の農産物を見ることができれば、出荷先が都内でも自分の市区町村を越えられないようなこともあったりすると聞くので、そうすると、農地が多いところは人口が少なくて需要が少ないですし、農地が少ないところは需要が多いので、そのアンバランスをうまく平均してあげるようなことが必要かなと思っています。

もう一つは、ここに半農半Xとあります。体験農場なのかもしれませんが、奥多摩町に滞在型の体験農場があります。年間60万円で、いつもここはいっぱいみたいですけ

れども、今ちょうどワーケーションがコロナで脚光を浴びていますから、これと掛け合わせて、英語でワークファーマーミングというのかどうか分からないんですけども、働きながら農業もできるような、今のこのテレワークの状況をうまく利用して、そんな制度も、例えば既にワーケーションの補助制度を東京都は持っていますので、それをそういうことに利用させてもらったりして、後押しができないかなと思います。

最後に、農振地の問題ですけれども、西多摩地区は農振地が結構ありまして、これは大変な問題だと思っています。このままいくと、荒れた農地、全く耕作されない農地が相当数出てきそうな気がします。ですので、この農振の運用を1回弾力的に見直していくかということの一つの大きな課題だと思っています。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。3点ありましたが、もし何かあればお願いいたします。

【高橋食料安全課長】 ご質問どうもありがとうございます。今ご質問のございました都全体での地産地消の推進ということにつきましては、今都全体の自給率の話も出ておられましたけれども、農地のないセンターコアと言われている都心部のところに、例えば東京産の野菜をとという話はあるかと思います。さらにセンターコアの方々はアップークラスの方々もいらっしゃいますので、ある程度の買取り価格が高くなるのかなというふうな考え方もできると思います。いずれにいたしましても、今まで地産地消を進める上で、地域の直売所を中心とした流通形態から、もう一つ先を進んだ形というのがあるかもしれませんので、先生のご意見を十分に検討させていただきたいと思っております。

以上です。

【野瀬農業振興課長】 あとお二つありました。

半農半Xのお話で、奥多摩の滞在型施設のラウベの話が出たかと思うんですが、あの施設についても、国と東京都の予算が入って造らせていただいています。一緒に鉄骨の温室の整備なんかもさせていただいて、先生がおっしゃったように、値段が結構高い割に空きがなく入っていただいている状況です。おっしゃったように、ワーケーションではないですけども、ああいう場所で農業をしながら、パソコンがあれば仕事ができるという環境に徐々になってきているかと思っておりますので、今回のプランもそうですけれども、今後、地方の檜原、奥多摩の過疎化の問題等もありますので、農業の振興の面も含めて、こういうことを考えていきたいと思っております。

もう一つの農振地域については、ここは青山会長からもいろいろご意見いただいておりますが、農振地域の農用地については、島嶼地域も含めて、東京都だけで法律を変えるというわけには当然いかならないと思うんですが、国への働きかけを含めて、弾力的な運用というのでできないのかどうなのか、そういうことを含めて検討させていただきたいと思います。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。学校給食も含めて、東京都全体で対応していこうという方針でした。その方向で進めていただければと思います。また、地域振興という点から、農振農用地の問題を考え直していこうという問題提起も東京都からしていただけるのではないかと思います。

【井澤委員】 国分寺市の井澤です。

ご紹介をさせていただければと思っているんですけども、本市においては、こくベジプロジェクト、これは行政が最初に立ち上げたんです。農業者の方々、特に若い農業者の方々が一生懸命やっただいて、これは商業者、特に飲食業と、それから農家が直接に生産品のやり取りをするんです。ブランド化をすることによって、この野菜、こくベジを使うと安全安心な野菜を使っているお店だと、お店のブランドも上がる。それから、若い農業者にとっては、お店のお客さんから直接声が聞ける。

そんな農業に対する張り合いができて、また、飲食店からは、いろいろな飲食店が今100店舗以上これに参加してもらっているんですけども、飲食店のほうから、こういう野菜ができないだろうかと。和食もありますし、イタリアンもありますし、いろいろな飲食店からそういう要望が出てきて、若い農業者が、温暖化の影響もあるんですけども、今までできなかった野菜、それから、ビニールハウスで新しい野菜を作って、これが地元の多品種の野菜作りに貢献しているということもありました。

これはもう6年以上続いているんですけども、だんだん定着してきて、これが若い後継者を生んで、国分寺においては比較的農家が少なくなっていないということにつながっているのかなと思っています。ですから、こういう形の新しい発想というのは、若い人、今まで農業に携わっていなかった方が農業に携わることによって出てきたものではないかと思っています。

このことを1つご紹介したいのと、もう一点は、さっき出てきましたように、相続税の関係はどうしても農地がなくなっていくます。農地をお借りして市民農園をやっていたんですけども、相続が発生して、すぐにお返ししなければいけないという状況もありまし

て、行政としては、広い面積を都市部では買うことは財政的に困難なので、そんなときに、最近見受けられるのは、法人が農地を借りて、そこで法人が市民農園をやる。

ですから、行政が市民の方に提供するのではなくて、企業法人が市民に農地を提供して、値段は少し高くなるんですけども、それでも利用者が待っているような状況になっているということでもありますので、今までの農業を全部行政が農家と一緒にやっていくという発想も少し変えていくと、違う視点が出てきていいのかなと思っているところでもあります。ぜひそんなのも参考にさせていただければありがたいと思ってご紹介をさせていただきました。

【会長（横張）】 今、井澤市長からこくベジのご紹介がございましたが、実は私も中村さんはじめ国分寺の農家の方々に懇意にさせていただいており、様々な機会にこくベジを先進的なプロジェクトとして紹介させていただいています。私は、こくベジのプロジェクトが提示しているものは何だろうとしばしば考えるのですが、教科書的な話になって恐縮ですが、このように考えます。

もともと農業は、おなかを満たすものだったと思います。特に戦後は、おなかですいている日本人に対して十分な量の食物を提供するというのが農業の一番の使命だった。ところが、社会が豊かになってまいりますと、今度は舌を満たすのが農業だと。

ところが、こくベジはさらに先にあって、一言で言うと、脳みそを満たすのがこくベジなのではないかと思っています。つまり、物語とカリテラシーに訴えているのがこくベジなのではないかと私は評価をしております。というのも、もちろん、地産地消ですので、非常に新鮮でしょうし、安心ですし、おいしい。しかし、それだけだったら、別に国分寺でなくてもいいわけです。三鷹産であっても府中産であってもブラインドテストをしたら、それがどこ産なのか誰も分からないでしょう。けれども、国分寺の地元産であることを売りにして、また、それを食したり買ったりしている人たちも、地元の国分寺で生産されたというそのストーリーに対して価値を見出している。そこがこくベジという取組の先進的なところなのではないかと思っています。

実際、これは本当の話なんですけれども、私の友人で、こくベジに憧れて国分寺に移り住んだという人がいるぐらいです。ですから、脳みそに訴える。リテラシーとか物語があるというところに、今東京の農業が目指していくべき方向性のひとつがあるのではないかと。言い方を換えれば、ただ高品質で新鮮であるというところだけを突き詰めていっても、残念ながら、あまり将来性がないのではないかと考えている次第です。

例えが適切かわかりませんが、品質や鮮度ばかりを追うことは、日本の液晶テレビと同じようなことになってしまうのではないかと。4Kだ8Kだといって、肉眼ではとても見えないようなものまで見てしまう高精細なテレビを作っても、そんなものを一体誰が必要とするのか。誰が買うのか。そんなオーバースペックで高価なものよりも、別にどこ製だろうが、安い液晶テレビでも普通に使う分には十分ですと。エンジニアの自己満足・自己陶醉としか思えない、新たな技術の開発が自己目的化したような製品と同じようなことに農業も向かってしまったのでは、特に東京の場合には、相当にまずいことになってしまうのではないかと思う次第です。むしろ、ニューノーマルと言われる新しい暮らし方や働き方に積極的に呼応するなかで、新たな都市の「農」をどのようにデザインしたらいいか。そこにこそ、東京の農業が目指すべき方向があるのではないかと思います。

長くなりましたけれども、以上です。

【部会長】 ありがとうございます。諮問と関連する、ブランド化推進に直接関係するコメントをいただいたと思います。

【青山委員】 横張先生の意見に触発されて、私も意見を申し上げたいんです。

この部会はあと2回しかないので、多分第3回にはもう素案が出てきちゃうと思うので、多少先に走っているかもしれませんが、今日、具体的な提案という形で意見を申し上げさせていただきたいと思うんです。

本審議会で、持続可能のことについて申し上げましたけれども、今部会で配られた前回の答申で言うと、総論のところでは都市農業振興基本法のことを書いてあります。ちょうど成立したときにこの答申を出したので、そういうことだったと思うんですが、その後、この都市農業振興基本法を受けて、都市計画法の改正あり、生産緑地法の改正あり、生産緑地の貸借円滑化法の制定ありということで、国の法律の整備がかなり進んだという状態で、今回ということになるんだと思うんです。

今回諮問にあるように、持続可能性ということと言うと、さっき申し上げました温暖化対策に東京の農業・農地は貢献するんですというのが1点あると思うんです。もう一つ、先ほど田村委員でしたか、自給率の向上の話が出ましたけれども、現在の日本の国家としては、自給率がカロリーベースで37%なので、残り63%は油を使って海外から運んでいるわけで、気候変動対策、温暖化対策という側面から言うと、やはり自給率を向上させるのが国家的課題になっていると思うんです。東京の場合は自給率が0.47%ぐらいなので、それは遠慮しないで書いて、だから、これを向上させることが気候変動対策にもなりますと

いうことは一つの論点ではないかと思います。

金額ベースで言うと、東京のシェアはもっと高いんですと言う方もいます。それはそれで、私たちはとても誇りに思うべきだし、コマツナだとか菜っ葉類で市場占有率が9割以上いくような日もありますので、それは誇りにすべきだと思うんです。ただ、気候変動対策という面から言うと、金額ベースだけではなくて、カロリーベースで取らないといけないということが1つ。

もう一つは、東京の場合、卸売市場に出すのは12%しかないので、先ほどのご報告にもあったように、88%は直販なので、そうすると、小売価格で生産額が出ますので、そういう意味で言うと、卸売市場に出している県に比べると、生産額ベースで言うとかなり高く出がちだと。小売価格で出ちゃうというものもあります。品目によりますけれども、そういうものもあるので、そこら辺は割り引いて考えなければいけないので、そういう意味でいろいろな要素から言うと、東京の自給率が低いというのは、東京はそれでいいんだということにはならないので、日本の国家としても、今までは工業製品を輸出して農産物は輸入するという傾向が強かったけれども、これはやり直そうということになっているので、東京都としては、この事実をもっと危機感を持って受け止めなければいけないのかと思います。

そういう前提で考えると、東京の農業というのは、いい面が多いんですけども、とても特色があって、消費地と地産地消、ここにまさに東京都の資料に書いてあるとおりで、地産地消が最も行われているのが東京だと思うんです。特に米が少なく、野菜類、果実類がとても多いということで、余計地産地消をやっているというのが東京で、その特色をどう生かしていくかというのが報告書の基調にあっていると思うんです。

それで具体的な論点を幾つか申し上げたいんですけども、まず、今日頂いた課題と諮問内容のご説明の資料の中に、担い手の話と、農業者の平均年齢のデータが記載されています。そういう中で、100ヘクタール単位で農地が減っていくという話が諮問内容にありましたけれども、そういう中で、生産緑地と農業振興地域と分けて考えると、生産緑地について、最近の政策のヒット商品は生産緑地の貸借を認めるという形に変わったことで、これは導入までは、東京の農業者の間でかなり激しい賛否両論があったと思うんです。特に相続の場合に混乱が生じるという反対論がありました。

結局法律に、各区市町村の農業委員会の決定を要するという形で決着をつけて、あれはとても賢い決着だったと思うんです。結果的には、先ほど説明もありましたけれども、生

産緑地の貸借が生きてきているということがあって、やる気のある農業者が自分の農地以外にさらに近隣に農地を借りるとか、あるいは場合によっては、これはまだレアケースなんですけれども、新規就農に役立つということがあって、しかも、生産緑地の貸借の場合には、10年を超えるものは結構多いので、今回の特定生産緑地の制度から言うと、相続があっても、これは、まさに諮問にあったように、東京の農地は毎年相続で失われてきているんです。年間100件を超えましたけれども、生産緑地の貸借の今回のその制度で言うと、ほとんどが10年を超える期間なので、ある意味、特定生産緑地の更新があっても生産緑地が減らない。相続があっても減らないということにつながる部分もあるわけです。

全部つながるとは言いませんけれども、つながる部分もあるわけで、ですから、生産緑地の貸借をどう増やしていくかという考え方が必要で、そのためには、農業委員会の決定というのは、ある意味歯止めにしていて、農業者の安心感にいつているわけなんですけれども、それだけでは足りなくて、これをもし増やしていくとすれば、市街化調整区域あるいは農業振興地域にしか認められていない中間管理機構のような仕組みを生産緑地で行うということにすると、ある意味農業者の側も安心して貸借できるし、相続で減っていくのではないような状況をつくり出すことにつながる可能性があるわけです。

そういう意味で言うと、実際に、後で出てくるとは思います、島の農業について言うと、島は中間管理機構で、特に八丈なんかは活用されているというのがありまして、新規就農者が、八王子の研修学校もありますけれども、八丈の研修学校を卒業した人はほとんど新規就農で、中間管理機構を活用して農地を取得して就農しているというのはご存じだと思います。東京都の現地の試験場や何かも相当貢献していると思うんです。

ですから、東京都の独自政策として、中間管理機構的な機能を持つ。財団が持ってもいいし、どこが持ってもいいと私は思うんですけれども、そういう既存の農業振興を図る機関があるわけですから、そういった団体でいいと思うんです。中間管理機構は中間管理機構として法に従ってやっていけばいいんですけれども、それ以外にも、同じようなサービスを行うという仕組みを東京都が独自に持つということも必要ではないかと思うんです。

生産緑地というのは、東京が1番で大阪が2番に多いんですけれども、大阪はほとんど田んぼなので、ある意味、生産緑地のそういった仕組みを必要としているというか、それが有意義だと考えるのは東京しかないのでは、法改正を要望しているんですけれども、多分国会のほうはほとんど興味を持っていただけないので、東京の農業の特色から言うと、そういったことに挑戦したらどうかという問題提起をさせていただきたいと思います。

農振地域について、農振地域の場合に、私は2つあると思うんです。1つは、農振地域で山間地で荒れ地になってしまっている農地というのは実際にはあるわけです。あまりあると言っはいけないのかもしれないんですけども、あるんです。そうすると、そういったところに、これははっきり言うと、借りるにしても買うにしても、生産緑地を買うのに比べると、あるいは借りるのに比べて、価格的に言うと相当高くはない土地だとすると、荒れ地を開墾して耕作地に適したように改善するような新規事業者のプロジェクトに対して補助金を出すとか、区市町村と共同になると思うんですけども、新規就農者が生産緑地を借りてやるというのは私は必要だと思うんです。それ以外に中山間地で、八丈島みたいに相当手厚くやっているところは、実際に購入してやっている人もいるわけです。

東京の西多摩部のようなところで、実際に荒れていて、でも、農業振興地域で、ほかに使うことは厳しく制限されている。はっきり言うと、地主さんは農振地域のおかげで、制限だけがあって何にも補助がないと言われる。補助制度のメニューはたくさんあるんですけども、ただ、農水省の国の制度というのは、相当大規模な農地に対する補助制度で、東京の山間地の場合は、それぞれ小規模な段々畑や何かで適用されないというので、農業者側から農業振興地域に対する不満があるわけなのです。

ですから、これは、それほどたくさんあるわけではないので、東京独自の制度として、農業振興地域の荒れ地や何かに新規就農する場合はそれに対してサポートする。東京都が区市町村と一緒にサポートするというのがあるのもいいのではないかと。ここで私が口で言うのは簡単ですけども、政策で立案するのは大変だと思うんです。ただ、現場の声としては、そういう声があるということはお伝えしておきたいと思います。

それからもう一つ、調整区域で農業振興地域であっても、実は国道16号の沿道であるとか、圏央道のインターが近くに出て、はっきり言って市街化しつつあるという地域も実は東京の多摩部には結構あるわけなんです。そういう場合は、はっきり言うと、そこを逆に線引きをやり直して、調整区域を市街化区域に変えて、生産緑地に指定する。しかも、既にそこに認可等がある場合は、それを含めて、都市計画法の田園住居地域に指定する。

直ちに田園住居地域に行くのが無理だったら、まずは税法上の改正もあった、税制優遇もある農地を保全する地区計画の指定をするということによって歯止めをかければ、線引きされて調整区域だったところを市街化区域にして市街化が一気に進むということはないわけですから、田園住居地域に指定するとか、農地を保全する地区計画に指定するとかいうことで、農地を保全する歯止めをかけるということによって、逆に生産緑地にすることにする

と、実を言うと、地主である農業者は助かるケースも結構あるわけです。

農振地域といってもいろいろあるので、市街化した地域の農振地域は、むしろ線引きをやり直す。だけれども、歯止めはきちんとかけて農地を保全するようにするとか、そういったことを今までの常識にはとらわれない形で思い切って東京都が考えると、区市町村もむしろそういうことを考えていても、東京都のほうから提起してくれないとなかなか議論できないという場合もあります。

最後のことは横張先生と私がやっている生産緑地協議会でやるべきことなのかもしれないけれど、農対審の農業部会の答申になじまないかもしれないですけども、あるいは両者でやってもいいかと思うんです。それは、また横張先生とご相談したいと思うんですけども、今日、多少とんがった話だけさせていただきます。今しておかないとあれなので、させていただきます。よろしくをお願いします。

【部会長】 ありがとうございます。かなり踏み込んだ農地制度、都市計画制度に関わる話をさせていただきました。

【会長】 最後に青山先生がおっしゃった点は、私も全く同感です。都市計画法第34条11号を使うと、市街化調整区域であっても、地区計画をつくれれば物流倉庫などはつくれてしまうわけです。その結果として何が起きるかという、都市基盤が整備されていない農村地帯にいきなり大きな物流倉庫ができて、周辺の道路が大渋滞する。そういうことが容易に起き得るわけです。

ですから、そんなことが起きるのが目に見えているのであれば、今青山先生がおっしゃったように、いっそ市街化区域に編入し、市街化区域内農地として、たとえば用途地域のひとつとしての田園住居地域をかけたり、あるいは農地保全を目的とする地区計画をかけたりして、都市計画のなかでしっかりと農地を保全する方がいいかもしれない。肉を切らせて骨を断つような、そういうアプローチの方が、結果的に農地を守れるケースもけっこうあるのではないかと、私も思う次第です。

都市計画関係の話でついでに申し上げますと、ご承知かと思いますが、今コロナからのリカバリーの中で、世界の都市がグリーンリカバリーということを標榜している。有名な例ですと、パリが15分圏のまちづくりを標榜していて、これは要するに、なるべく化石燃料を消費しないよう、自転車や徒歩で、大体15分で行ける圏域を単位としてまちの再生を図ろうとするものです。日常的な用務は大体15分で行ける圏域のなかで済んでしまうまちづくりを進めていこうということで、パリ以外にも、例えばアメリカのポートランドやイ

タリアのミラノなどで、こうしたまちづくりによってコロナからの復興を図ろうとしているわけです。

そうした中に、当然、食も要素のひとつに入っていて、都市ですから100%自給というのはもちろん無理ですが、従来のように、一元的に食べ物は全部外注（都市の外から運んでくる）するのではなく、部分的にでも自給することと外注することの両者が重複するものとして、食を取り込んだシステムを標榜しているわけです。しかし、とくにヨーロッパの都市の多くは、もともと緻密・コンパクトな都市構造を持ち、都市に暮らすということは集合住宅に暮らすことであって、都市に暮らしながら戸建てに住むということはよほどの富裕層でもない限りはありませんので、農を入れようとしても、結局は屋上ぐらいしかスペースがないわけです。それゆえに、屋上菜園に対してものすごく力を入れている。

同様に、アジアにあっては、シンガポールが同じようなまちづくりを今進めようとしています。シンガポールは、食料自給率が1割を切るくらいですが、それを、3割を超えるところまで持っていきようとしています。3割を超えるというと、日本とあまり変わらないレベルまで持っていきようとしているということですが、そのときにシンガポールでは何をやろうとしているかということ、簡単に言うと、プランターを超高層にしてしまったような巨大な建造物を洋上に建てようとしている。

すなわち、シンガポールにしてもヨーロッパにしても、グリーンリカバリーの一環として、食の生産をまちの中に取り入れようとする、基本的に垂直方向にしか展開し得ないわけです。ところが日本の場合は、東京もそうであるように、食の生産を水平展開できるわけです。生産緑地が存在している。この大きなポテンシャルを生かさない手はない。これこそがアジア版グリーンリカバリーだということを、市街地内の農地を中心としながら構想していくことは、ポストコロナのアジアのまちづくりはこういうふうにするんだという、非常にいいお手本に東京がなるのではないかと思います。

ですので、ややまちづくり色の強い話になってしまうかもしれませんが、そういう観点をぜひ答申の中に入れられないものかと思えます。東京の農地というのは、まさにグリーンリカバリー、グリーンなまちをつくっていくために不可欠であることを、今申したような形で主張できないかと思う次第です。

【部会長】 ありがとうございます。都市食料政策をフランスでは一生懸命取り組んでいるのですが、それに都市計画のことも含めた横張先生のお話でした。都市計画や農地制度も、ただ単に制度を運用するのではなくて、目指すべきものを実現するために、その制

度のいいところが発揮できるように運用することが大切であり、その知恵の一端をご披露していただいたと思います。市区の担当者の方々にそうした法制度の運用を勉強するような機会をつくってもよいかもしれないと思いました。

農地は一旦転用されてしまえば、元に戻すことはほとんどできませんので、それをどう維持するか。そういう視点から既存の制度を使える限り、いい方向で使っていただきたいという願いも込められていたように伺いました。

【清水やすこ委員】 いろいろ目からうろこのお話をありがとうございました。そして、国分寺の取組、確かに駅を降りると、イラストもかわいいんです。これは何だという記憶はあって、改めて腹落ちしました。

私のほうからお伺いしたいのが、どこかで、担い手のところで値がひっくり返ったというところはありませんか。「東京農業の現状」の資料1で、(2)の「担い手の減少と高齢化」、ここで、自給的農家と販売農家がひっくり返ったんですと。私の印象では、販売農家の政策、東京都の政策とか補助金とかが得やすいのかなど。言葉は難しいんですけども、今までは中心だったのかなど。販売農家に今まで行っていたので、ここでひっくり返っているの、自給的農家への政策とか、もし今までも手厚くやっていますといたら申し訳ないんですけども、そういう視点も必要かなと思いました。よろしくお願ひします。

【部会長】 ありがとうございます。今の視点は、諮問事項で言えば、例えば半農半Xをどう広げるかにもかかってくる重要な論点だったかと思いますが、いかがでしょうか。

【野瀬農業振興課長】 資料の販売農家と自給的農家の逆転の部分なんですが、これは、販売農家が簡単に数が減ったというより、販売していた農家さんが自給的農家に滑り落ちたという方が結構いらっしゃると思うんです。実際には、自給的農家の方が農業を廃業されていった方が多いと思うんですが、今の清水先生が言われたみたいに、東京都の支援は、これまではなりわいとして、認定農業者の方などを中心に補助事業とかの仕組みを構築してきました。

ただ、実際に都内の農地を持っている方というのは、半分ぐらいが自給的農家の方たちがいらっしゃいますので、年間50万円以下の売上げを少しでももう一段アップしていただくために、1つは、施設化をもうちょっと進めていただくことですか、あとは、もしご自分でできないのでしたらほかの方に貸してほしいという出し手のほうに回っていただくような形でもアプローチをさせていただきたいと思っていますので、この辺のところは、

今安藤部会長から話があったとおり、多様な担い手の方の育成を含めて、今回の答申にいろいろ書き込みしていければと思っております。

【部会長】 ほかにいかがでしょうか。緑ということになりますと、齋尾委員からもご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【齋尾委員】 東京工業大学建築学系の齋尾と申します。はじめまして、どうぞよろしく申し上げます。

農業の専門ではございませんので、なるべくこれまでに出不い視点を求められているのだろうと思っております、3点視点ということで申し上げます。

1つ目です。農業がつくる風景、景観ということなんですけれども、農業という行為が結果的につくる風景とか景観はすばらしいものであると思っております。ただし、気をつけなければいけないと思っている点として、都市の緑を維持するとか、緑被率アップとか、それとは実は別物なのではないかと考えられるときがあります。どうしてかという、例えば数十年後とかを考えて、先ほどシンガポールという話がありましたけれども、農業の工場化みたいなことが進んでいくと、農業の経営は継続できても、緑や土ではなくて、建築とか工作物ということになる。とすれば、土地利用の在り方です。それは、緑を維持することと違って来るだろうと思っているのが1点です。

2番目は、東京都というくくりということなんですけれども、関東平野の一部なんです。千葉とか埼玉と神奈川と陸続きでありまして、そのつながりとか、流通的な対立があるのかどうかは別として、そういうことを考えると、連携の仕方をどう考えていこうかということとは入らなくていいのかということを感じるのが2つ目です。

あと3つ目です。今日は最初なので、いろいろな、あらゆるところからの意見ということだと思っておりますけれども、東京都全体の共通課題ということと、あと地域特性を踏まえた課題、地域特性というのは、都市の近隣までであるとか、奥多摩方面であるとか、諸島部であるとかということ。それは、その地域特性ごとの別の課題みたいなものは別に議論していかないとぐちゃぐちゃになっていきそうな感じがして、特に東京都は、島の部分を持っていることはすごく魅力的なことだと思っていて、その課題なんかは異なるのではないかと考える次第です。

以上3点です。よろしく申し上げます。

【部会長】 ありがとうございます。景観という視点と、東京都がリーダーとなって、南関東圏をまとめていくようなことができないかということ、地域別の詳細なプランの必

要性ということでした。地域別のプランについては、たしか前回でも、島嶼部ではこうした点を重視していこうといったことが書かれていたと記憶しています。その辺りをもう少し深く検討してはどうかというご提案だったかと思いますが、いかがでしょう。

【野瀬農業振興課長】 3つ齋尾先生のほうからいただいた中で、最初の農業の風景みたいな感じのところですが、多分齋尾先生の言われているのは、都心部での施設化することなどによって、緑というよりは、構築物というか、そういうものになっていってしまうのではないかというご心配かと思うんです。加藤さんがいらっしゃるので多分大丈夫だと思いますけれども、都内の農家さんでも、確かに江東3区でコマツナをやられている方で全部施設化するという方も中にはまれにいらっしゃると思うんですが、結構皆さん露地栽培もされているし、施設栽培もされていると思うんです。

特に練馬の農家さんの事例とかでいうと、鉄骨のハウスとかパイプハウスとかでもやられていると思うんですけれども、防災訓練とかをされて、実際にそこで近隣の方を泊めさせてみて、訓練の一環にされているような事例もあるので、そういう意味では、農地の多面的機能の活用という面では、災害に強いまちづくりとか、そういう部分でも、施設があることによって貢献できる部分もあると思います。確かに施設化することによって、緑というよりは、ほかの構築物になる部分もあるかと思うんですが、全部が全部それだけではないかなと思います。露地ももちろん、皆さん、たくさん経営されています。

あと他県との連携というのは、農業の関係では確かに視点が薄い部分かなというような気がしますので、それは引き取らせてください。うちの中でも何か考えられるようなことがあるのか、ちょっとまた検討させていただきたいと思います。

最後の都全域の中での課題と、あと地域特性の課題については、おっしゃるとおり、市街化区域内とその周辺、もしくは島嶼地域とか、全然違う状況にありますので、この辺は分けていろいろ議論させていただいて、施策のほうを展開していきたいと思っております。以上です。

【小浦委員】 私からは2点なんですけれども、東京都民は、50%の都民が、地産地消といますか、東京でできる農畜産物を望んでいるということがありますので、諮問内容にあります都民生活に貢献するという面から言えば、もっといろいろな農産物を生産していただきたいというところなんです。これに関して、酒井委員からもありましたように、もっと増やそうと思うと、人手が足りなくて、人件費の問題が出てくるということでした。私もそこは切実な問題だろうなと思っていますので、東京都のところで今進めていらっし

やる経営設計を研究しているとかお話がありましたので、そのところを答申の中で、しっかり収穫を増やすことと、農家の方の経営がしっかり両立するような方向をぜひ考えていくべきだなというふうには思いました。

それから、もう一点なんですけれども、稼ぐ農業といいますか、そこに若い人の力もどんどん取り入れていってはどうかと思いました。東京都内には農業高校もありますし、大学もたくさんありますので、付加価値をつけるようなものをぜひ考えていただいて、それをヒット商品にできれば、若い人が考えるものは若い人もたくさん利用すると思しますので、そういった若い人の力も取り入れていくのも1つではないかと思いましたので、発言させていただきました。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。経営設計については、研究センターを含めて、これから検討を進められるということですね。若い農業経営者に対しては補助事業や経営設計に対しする支援が求められているということだと思いました。若手を入れて新陳代謝を図っていくことは大変重要だと思いますので、その点も諮問等に入れていくことができればと思っています。

ほかにいかがでしょうか。かなり広範にわたってご意見をいただきまして、踏み込んだ内容も随分ありましたし、具体的な提言に当たるようなものも随分ありました。時間はもう少しありますが、よろしいですか。

【清水やすこ委員】 この前、練馬区がワイン畑をやってワインを作ったというのをテレビで拝見しまして、実は、地元のある野市でも大分活発になってきているんです。私もまだ勉強不足なんですけれども、例えば農林水産振興財団のほうで、地元の空いている休耕地の土のアルカリ性なのか酸性なのか、あと微生物がどのぐらいいい土質なのかとか、どんどん調べていって、お宅のところは休まれているけれども、こんな作物に向いていますと、例えば情報提供というか、積極的に関わっていけば、新規農業の方も、手を挙げるのはいいけれども、どこで農業をしたらいいか分からないとか、そういう人の手助けになるのではないかと思ったんです。何かそこら辺の取組とかがあれば。

【部会長】 ただ単に農地があればというのではなくて、その農地が何に向いているのかという情報も含めて提供することが、新しい人たちの創意工夫を失敗することなく軌道に乗せるために大変重要だというご指摘でした。土壌検査などはどうなっているのでしょうか。情報提供も含めて何かあればお願いいたします。

【野瀬農業振興課長】 現状では、現在遊休化している農地を調査して、ここは例えば農業の適地ですという形での情報提供は行っておりません。ただ、例えばその農地の貸借が成立した農地、うちの農地の創出・再生支援事業とかそういうもので、利用権の設定をしていただいた農地をリフレッシュしてきれいな、遊休化して草や木が生えていたものを伐採、抜根して整地して、農地として使えるような状態の農地というのは、大体地元の普及員の方が土壌診断しますので、当然そういうふうに遊休化していた農地というのは、すぐに使ってもいいものはなかなかできないので、堆肥を入れていただくですとか、そこで栽培する作物に合うペーハーなどの酸度矯正していただくとか、そういう手を入れなければできませんので、その辺は当然ご指導させていただいていますし、大丈夫だと思います。

【部会長】 そろそろ時間が参りました。熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。

資料2が今回の議論の出発点となります。この諮問に対する答申を行うこととなります。諮問事項は1から4までありますが、この中では、女性の活躍の促進はかなり重要なテーマになってくると思います。また、ブランド化の推進も重要な課題です。ストーリー性が重要だというご指摘が横張先生から、そして、国分寺市の取組のご紹介もありました。半農半Xもポイントです。ワーケーションという言葉もありますが、農業も含めた働き方はどうかというご提案が田村委員からありました。それから環境保全型農業ですね。ここには有機農業も含まれることになるかと思えます。ほかにも土地利用の問題もありました。

いずれもかなり専門的な分野になってくると思いますので、答申案を作成するに際しては、そうした分野の専門家の方のご意見も伺いながら検討を進め、ご提案をしていただくという形を取ればと思っております。そうした専門家の方の皆さんのご意見を聞く機会を何回か設定いたしまして、そこで具体的な案を作成していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。そのことによって、より具体的に建設的な答申になるのではないかと考えているのですが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【部会長】 では、そのような形で進めていきたいと思えます。あまり時間はないのですが、皆さま方からのご意見も伺いながら、最終的な答申案をまとめていくことにいたします。事務局の方々には日程調整も含めて大変かと思えますが、専門家の方を集めて進めていただければと思えます。

【野瀬農業振興課長】 承知いたしました。各分野の専門家の方のご意見を聞く場面を設

けまして、しっかりご意見を伺って、答申案を作成していきたいと思います。安藤部会長にもぜひ一緒に聞いていただいて、つくってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。また、今日出た皆さん方のご意見の中で、政策として拾える内容も随分ありましたので、そのこともしっかりとやっていくものとして政策として実現していただければと思っています。

《 その他 》

【部会長】 それでは、最後に5、その他となりますが、いかがでしょうか。事務局のほうから何かございますでしょうか。

【野瀬農業振興課長】 その他について、事務局のほうからは特段ご用意しておりませんので大丈夫です。

《 閉 会 》

【部会長】 それでは、これで用意された議事は一応終了ということになります。本日は、委員の皆様方におかれましては、総会に続きまして、2時から長時間にわたり、大変お疲れさまでございました。

これで議事進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

【司会】 長時間にわたり、ありがとうございました。

それでは、事務局のほうからご連絡事項等をさせていただきたいと思います。2点ほどご連絡させていただきます。

先ほど冒頭のほうでスケジュールの説明の際に申し上げましたが、第2回の部会なんですけれども、6月の中頃をめどにいたしまして開催を予定しております。日程調整につきましては、また改めましてさせていただきますので、ご連絡させていただいてご回答をお願いするという形になりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

もう一点なんですけれども、本日入庁の際に入館者証をお渡ししていると思うんです。帰りの際に、エレベーターを降りていただいて、出口のゲートの右側になるんですけれども、スリットに入れる形になりますので、外していただいて、そこに入れるとゲートが開

きますので、それで外に退出できるという形になりますので、よろしく願いいたします。

事務局のほうからは以上になります。

それでは、本日の東京都農林・漁業振興対策審議会第1回農業部会をこちらで終了とさせていただきます。

本日は、長時間にわたり誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

—了—